

資 金 概 要

資 金 名	漁業近代化資金（県利子補給）
目 的 根拠法：漁業 近代化資金 融通法	長期かつ低利の施設資金等を融通し、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る
原 資	漁協系統資金等
基 準 金 利	個人施設等 3.05% [20t 以上漁船] 共同利用施設 2.20% (最終改訂日：令和7年5月19日)
貸 付 利 率	個人施設等 1.80% [1.80%] 共同利用施設 1.80%
利 子 補 給 率	個人施設等 1.25% [1.25%] 共同利用施設 0.40%
貸 付 対 象 者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 等
資 金 使 途	○資金の種類 1号資金 … 漁船（20 t 未満）の取得、機関換装等に必要な資金 2号資金 … 漁船（20 t 以上）の取得、機関換装等に必要な資金 3号資金 … 水産物加工施設・保存施設等取得資金 4号資金 … 水産物運搬用機具（トラック）等取得資金 5号資金 … 漁具、養殖用施設等取得資金 6号資金 … 種苗の購入、育成に必要な資金 7号資金 … 漁村環境整備資金 8号資金 … 大臣特認（給排水施設、漁家住宅）資金
償 還 期 間	個 人 ： 20年以内（うち据置期間3年以内） 漁協等 ： 20年以内（うち据置期間3年以内） } 資金用途により償還期間が異なる
貸 付 限 度 額	・20 t 以上の漁船資金の借受者、養殖業者（法人） …………… 3億6千万円 ・漁船漁業者（個人）、養殖業者（個人）、漁業生産組合、 水産加工業者（個人）、水産加工業者（法人） …………… 9千万円 ・上記以外のもの …………… 1千8百万円
融 資 率	事業に要する経費の額の80%
融 資 枠	14億円（令和7年度）
担保・保証人	融資機関の定めるところによる